

2026 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(科目名:行政法)

(法学研究科)

2025 年 9 月 13 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

以下の【事例】を読んで、設問に答えなさい。

【事例】

A社は、マンションの建設を請け負う建築業者である。令和5年6月、A社が完成させたマンションの一室で床が抜けるという事故（以下「本件事故」という）が発生した。幸いにして死傷者は生じなかった。調査の結果、床の構造部分の強度が不足していたことが判明した。この事態を受け、国土交通大臣は、A社に意見陳述の機会を与えることなく、さらに、指示処分を介すことなく、建設業法第28条3項に基づき、A社に対して建設業務停止14日間の処分（以下「本件処分」という）を下した。同処分の通知書には、「建設業法第28条第1項第1号に該当するので、同法第28条第3項に基づき、令和5年9月1日から令和5年9月14日まで14日間建設業務の停止を命ずる。」と記載されていた。

その後、B社が製造した建築資材が使用された他の建設現場において同様の事故が発生し、本件事故もB社が製造した同じロットの建築資材が原因であったことが判明した。B社は、自社の製造工程に重大な問題があったことを認め、A社に対して謝罪するとともに補償を申し出る旨の顛末書を送付した。A社は、令和5年12月に、国土交通大臣に対してこの顛末書を提出し、本件処分の取消しを求めた。しかし、国土交通大臣は、本件処分の時点では建築資材が原因であったことは判明しておらず、A社の施行に問題があったことに違いはないこと、また、すでに建設業務の停止期間が終了しており、処分を取り消す実益がないことを理由に、取消しを拒否した。そこで、A社は令和6年1月15日に、本件処分の取消訴訟を提起した。

設問 以下の各問いに答えよ。

問1 A社は、本件処分の取消訴訟において、国土交通大臣における行政手続法違反についてどのような主張を行うことが考えられるか。適用条文を挙げつつ、その内容を説明しなさい。

問2 A社は、本件処分の取消訴訟において、国土交通大臣における建設業法違反についてどのような主張を行うことが考えられるか。【資料】に掲記した建設業法（抜粋）および建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（抜粋）を参照しつつ、その内容を説明しなさい。

問3 国土交通大臣の主張（「すでに業務停止期間が終了しており、処分を取り消す実益がない」）にもかかわらず、本件処分の取消訴訟を維持するためには、A社は裁判所に対しどのような主張をすればよいだろうか。建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（抜粋）を参考にして検討しなさい。

2026年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:行政法)

2025年9月13日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

【資料】

建設業法(昭和24年法律第100号)抜粋

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣…は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合…においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。…

一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。

二～九 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣…は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項…の規定による指示に従わないとき…は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7 (略)

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準(最終改正令和5年3月3日国不建第578号)抜粋

一 趣旨 (略)

二 総則

1～4 (略)

5 不正行為等を重ねて行った場合の加重

(1) 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。

(2) (略)

6・7 (略)

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

(1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げない。

(2)・(3) (略)

2 具体的基準

(1) 公衆危害 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7日以上営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であつて、危害の程度が軽微であると認められるときにおいては、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

(2)～(8) (略)

2026年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(科目名:刑法)

(法学研究科)

2025年9月13日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2026年度 大学院(修士課程)入学試験問題
(科目名:刑法)

問題 次の4つの問題のうち、2つを選択し、解答してください。

- ① 刑罰の正当化根拠について論じてください。
- ② 不真正不作為犯の問題点を指摘し、私見を論じてください。
- ③ 窃盗罪の保護法益について論じてください。
- ④ 住居侵入罪の保護法益について論じてください。

2026年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(科目名:民法)

(法学研究科)

2025年9月13日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の文章を読んで、下記の〔問1～3〕に答えなさい。それぞれの〔問〕における事実は独立したものとする。

【事実】

- 5 1. Aは、かねてよりBが所有する土地の一つである甲土地の取得を希望していた。その後、Aは、Bの一人息子であるC(30歳)と偶然知り合いになったことから、CにBとの仲介を依頼したところ、Bは現在、療養中であるとして、2023年6月10日、Cを介して、1000万円でB所有の甲土地を購入する契約を締結することとなった(以下、本件売買契約という)。
- 10 2. 本件売買契約に際して、Cは、Bからの委任状および印鑑証明書をAに呈示した。しかし、この委任状および印鑑証明書は、CがBの実印をBに無断で借用し、作成・取得したものであった。
- 15 3. Aは、Bに一言、挨拶に伺うべきであるかとも考えたが、Bは療養中であるとのことであるし、仮にBが了承していなかったとしても、一人息子であるCが了承して事を進めている上、裕福で複数の不動産を所有するBにとってみれば、甲土地は、とるに足りないものであって、とくに問題はないであろう等と考え、Bに連絡することもなかった。
4. Bは、Cが実印を持ち出し、CがBに無断で本件売買契約を締結したことを知らなかった。また、Bは、Cに対し、甲土地について何らの権限を与えたことはなかった。

- 20 〔問1〕以上の事実を前提に、Aが、Bに対して代金と引き換えに甲土地の引き渡しと所有権登記の移転を求めた場合、Aの請求は認められるか。その法的根拠について検討しなさい。

- 25 〔問2〕事実1～4のあと、Cは不慮の事故により死亡したとする。Cの法定相続人は父Bのみであった。このような事実関係のもとに、Aが、Bに対して代金と引き換えに甲土地の引き渡しと所有権登記の移転を求めた場合、Aの請求は認められるか。その際、Aの請求の法的根拠となりうるものをすべて挙げ、かつBからの反論も含めて検討しなさい。

- 30 〔問3〕事実1～4のあと、AとBとの協議により、甲土地はA所有となった。Aは、甲土地の上に、簡易な小屋(乙)を建てるため、Dと代金200万円で、請負契約を締結した。Dは、2025年8月1日に本件小屋(乙)を完成させ、翌日これをAに引き渡した上、残代金100万円を請求した。

- 35 ところが、同日、Dの資材置き場では、DがEのために保管していたはずのE所有の木材80万円分(丙)が消失していることが発覚した。その原因は、Dが、乙の建築に際して、誤って本件木材(丙)を使用していたことにあった。

本件木材(丙)は特定の産地の良質なものであることから、Eは、Aに対して丙の返還を求めたいと考えているが、丙はすでに乙の構造材として使用され、取り外しが困難である。この場合のEからAへの法的主張について、Aからの反論も踏まえて検討しなさい。

40

以上

2026 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:刑事訴訟法)

2025 年 9 月 13 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

問 保釈（保証金の納付を条件として、勾留の執行を停止し、拘禁状態を解くこと）は、拘禁状態を解くことで、被告人に対する権利・利益（人身の自由など）の侵害を最小限にとどめつつ、保証金の没取という心理的強制を背景として、逃亡や証拠隠滅という勾留の目的を達成する制度である（刑訴法 88 条以下）。この保釈について、以下の設問に答えなさい。

設問 1

保釈については、保証金の納付に加え、被告人の居住場所の制限、旅行の制限、関係者との接触禁止といった条件を付けることができる。しかし、これでは保証金の納付が困難な、資力に問題のある者は保釈されないことになる。そこで、保証金の納付がない者も、電子監視を受けることに同意するのであれば、保釈する制度の導入が考えられる。

この制度の導入について、メリットとデメリットを示しつつ、あなたの意見を示しなさい。なお、この電子監視は、被告人の足首に、取り外し困難な GPS 機器をつけ、その位置情報を裁判所や捜査機関が常に把握可能なものとする。

設問 2

現在、日本では、起訴後の保釈しか存在しない（刑訴法 207 条 1 項）。起訴前の保釈導入については賛成論も多い。これに対し、起訴前保釈を導入する場合も、逮捕・勾留中の被疑者には取調べ受忍義務（刑訴法 198 条 1 項但書）があるという現在の実務を前提とすると、保釈された被疑者にも、（拘禁状態が解除されているだけで）勾留は継続しているのであるから、取調べ受忍義務は存在することを踏まえて法改正すべきとの見解がある。この見解は、保釈された被疑者も、捜査機関から取調べのための出頭を求められたときは、出頭し取調べを受ける義務があるから、その旨を法改正で明示すべきと主張する。

あなたが取調べ受忍義務否定説の主張者である場合、上記の主張にどのように反論するか、述べなさい。

2026年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(科目名:刑事学)

(法学研究科)

2025年9月13日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の中から、一問を選んで答えなさい。

問1 2025年6月に施行された拘禁刑について、その概要と課題を論じなさい。

問2 近年の女性犯罪者について、その実態と処遇を論じなさい。

問3 犯罪学における「離脱」(desistance)理論について、その内容と刑事政策への示唆を論じなさい。

2026年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(科目名:税法)

(法学研究科)

2025年9月13日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の問題1・問題2とも解答せよ。

【問題1】

租税法における遡及立法について述べなさい。

【問題2】

大学生Aは、不要品をインターネット上のいわゆるフリマサイトで売却した。この場合の課税関係について述べなさい。

また、このサイトで購入した物品について、他のサイトでの売却を繰り返し行い、大きな利益をあげた。この場合の課税関係について、所得区分を含めて検討しなさい。

2026年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(科目名:国際政治学)

(法学研究科)

2025年9月13日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

以下の3つの問いの中から2つを選択して、それぞれ詳しく論じなさい。

- ① 新自由主義とグローバリゼーション
- ② ポピュリズムをめぐるヨーロッパの政治情勢
- ③ 非核三原則と核の傘

2026 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(科目名:英語)

(法学研究科)

2025 年 9 月 13 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

次の英文を日本語に訳しなさい。

(出典: The Mainichi, Editorial, July 1, 2025)

【引用部分は削除しています】